



第3章 理念と計画目標

1. 基本理念

誰もが主役 支えあいのきずなを みんなでつくるまち精華町

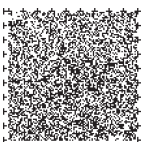
本町では、平成 21（2009）年度に「第 1 次精華町地域福祉計画」を策定し、以来、「世代をこえて安心して住めるまち」を目指して、住民や地域組織、事業者等と一緒に様々な地域福祉活動を進めてきました。

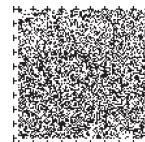
この「第 3 次精華町地域福祉計画」は、そうした本町における諸活動の実践の中で取り結ばれてきた人と人との^{きずな}絆を基礎に、地域共生社会の実現に向けて新たな一歩を踏み出していこうと策定したものです。

そのため、私たちが将来に望むまちのあるべき姿（基本理念）として、「誰もが主役 支えあいのきずなを みんなでつくるまち 精華町」を掲げました。

これは、地域共生社会の実現に向けて「住み慣れた地域で、世代をこえた人のつながりの中で、安心して日々を過ごせること」という第 1 次計画から継承している私たちの基本的な願いを、「我が事」の考え方に立って能動的な表現としたものです。

また、福祉分野などの垣根をこえる「丸ごと」の考え方に対応した新たなステージの「絆」の有り様を表現するため『きずな』という平仮名表記を用いています。





2. 計画目標

基本理念として掲げたまちのあるべき姿を求めていくため、次の3つをこの計画の目標とし、その達成を図っていきます。

【目標1】 「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

安心した毎日の生活が、我が事・お互い様の支えあいによって得られるものであるという考え方と生活実感が定着し、誰もが当たり前に地域福祉の「支え手」となり「受け手」となることができる場と機会が設けられたまちとなることを目指します。

指標：小地域・校区福祉委員会の体制整備（3小学校区）

【目標2】 私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる

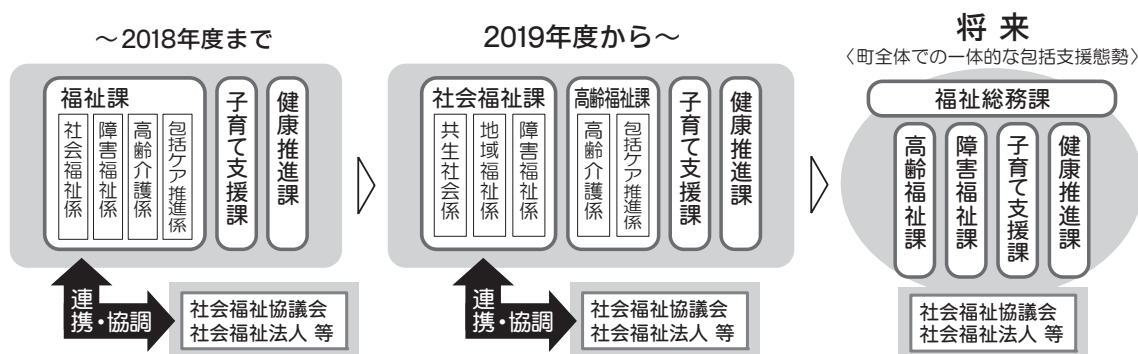
加齢や障害のため介助・介護が必要となった時や、子育てが大変な時期、生活困窮の状態になった時など、住民の生活のしづらさを「丸ごと」受け止めて総合的に支援できる「多機関の協働による包括的支援体制」の構築を目指します。

指標：絆ネットワークの強化（相談窓口・支援体制の再編）

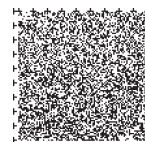
【目標3】 地域福祉がまちづくりの基軸となっている

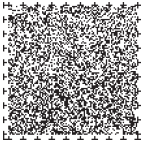
コンパクトで“お互いの顔が見えるまち”である本町で地域共生社会づくりを進めるにあたり、一人ひとりを大事にする地域福祉の考え方をまちづくりの基軸の一つに据えて、あらゆる分野の取り組みを進めることを目指します。

指標：地域福祉推進体制の再編



地域福祉推進体制の再編イメージ図





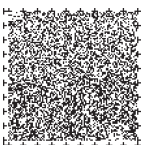
3. 各行動主体の役割

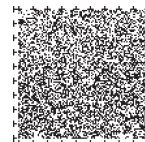
① 住民・自治会

- みんなが自分らしく生活でき、活躍できるよう、「自助」の力を高め「共助」の仕組みを活用しつつ、我が事・お互い様の互助の精神のもとで学びあい、誰もが地域社会の一員として率先して役割を担うことが期待されます。
- 一人ひとりの住民の生活に潜在する多様な福祉ニーズに気づき、丁寧に応える地域福祉活動において「主役は住民」であり、「助けが必要な人の状態に気づきずなの力」「自分が助けを必要とする時に安心して頼るきずなの力」を備えることが期待されます。
- 普段の生活の中で自分の暮らす地域を知り、声かけやあいさつ、見守りなど近隣同士で交流し、地域行事やボランティア活動などに主体的に関わることを通じて、地域の問題を地域で解決する力を高めていくことが期待されます。
- 自治会やボランティア団体等については、様々な福祉活動団体と連携を図り、公的サービスのみでは対応が難しい問題に積極的に対応していくことが期待されます。

② 社会福祉協議会

- 社会福祉法に位置づけられた地域福祉推進の中核組織であり、自治会や小地域福祉委員会、民生児童委員等との対話を重ね、連携することを通じて、地域福祉推進の先導役を果たすことが求められます。
- 住民一人ひとりが地域について考え、福祉意識を高めながら行動し、地域の活性化と循環をもたらすことを促進しつつ、住民同士が日頃から気軽につながり交流できる地域コミュニティの醸成を図ることが求められます。
- 地域の課題を主体的に把握して行動する「つなぎ役」の育成や、地域の持つ力と行政における支援の連携体制の強化、また、地域における福祉活動の担い手となる人材の育成を図ることが求められます。
- 福祉活動団体やボランティア団体、民生児童委員、社会福祉協議会など関係機関とのネットワークの強化や、これらをコーディネートする絆ネットコーディネーター（コミュニティ・ソーシャルワーカー）の周知・充実体制に取り組むとともに、専門的人材の育成など福祉サービスのさらなる充実を図ることが求められます。





③ 企業・団体等

- 社会福祉法人や医療法人、医師会、商工会等においては、これまでに培ってきたそれぞれの専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワークを活かしながら、創意工夫をもって、本町全体の地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されます。
- サービス提供事業者には、利用者の自立支援、サービスの質の確保、サービス等に係る情報提供、他のサービスとの連携、新しいサービスの創出や住民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画などが期待されます。
- なお、社会福祉法人においては、「地域における公益的な取組」について、平成28年4月から、その実施が法人の努力義務となっています（社会福祉法等の一部を改正する法律〔平成28年3月公布〕）
- 一般企業には、募金や活動への協賛といった間接的な取り組みに加えて、事業所周辺の美化活動、登下校時の見守りといった地域の一員としての活動、また、災害時の業務協力や職員派遣など専門性と機動力を活かす災害協定の締結などが期待されます。

④ 行政

- 各行動主体の役割を踏まえながら、それぞれの自主的な取り組みを支援し、また、相互の連携・協力を仲立ちして、次章に示す福祉施策を総合的に推進していきます。具体的には、計画目標を踏まえて、第4章に示す施策の展開を図っていくものです。
- 住民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう、学校教育や社会教育などを通じた福祉教育を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちのバリアフリー化や合理的配慮を踏まえた情報保障などを総合的に推進します。



精華町の『ほっとけない』をみんなで考える会議

